

食品衛生管理者及び食品衛生監視員

| | | | | | | | |
|------------|----------------------|--------------------------|----|-----------|----------------|----|----|
| 人間 比較文化 | 生物資源 生物環境 生命化学 | 機械情報 ソフトウェア マネジメント | 国経 | 教育 乳幼児 | PA MD AE | LA | 観光 |
|------------|----------------------|--------------------------|----|-----------|----------------|----|----|

●食品衛生管理者……食品衛生法施行令で定める食品および食品添加物の製造または加工の過程において、食品衛生法および関連法規に対して違反が行われないよう、食品または添加物の製造・加工に従事する者の監督を行う。

●食品衛生監視員……食品衛生行政を直接担当する技術公務員で、例えば海空港での輸入食品の検査・監視、食品関連の営業者や食品添加物、病院・学校・寄宿舎等の給食施設などの施設に対して、監視指導を行う。

(1) 本学は、「食品衛生管理者」と「食品衛生監視員」の養成施設として厚生労働省の登録を受けているので、下記表の通り所定の専門科目の単位を修得し卒業すると同時に資格を取得できます。

(2) 本学からは特に修了証等は発行されませんが、証明書類を必要とする場合は、証明書発行カウンターに、「卒業証明書」(食品衛生管理者等資格コース入り)の発行を申請してください。「生命化学科食品衛生管理者等資格コース」と記載された卒業証明書が発行されます。

* ただし、食品衛生監視員は、公務員として任用され、食品衛生の部局に配属された場合に得られる任用資格です。

* なお、転学部生、転学科生および編入生は、資格を取得することができません。

| 食品衛生法第49条及び施行規則第50条 第1項第2号・第3号に定める科目 | | 本学で開設する科目 | 単位 | 修得単位 |
|---|--------------------------------|--|----------------------------|------|
| A 群 化 学 関 係 | 分析化学 有機化学Ⅰ 有機化学Ⅱ 無機化学 | 分析化学 有機化学Ⅰ 有機化学Ⅱ 化学Ⅰ 化学Ⅱ | 2 2 2 2 2 | 10単位 |
| | 生物化学 食品化学 | 生物化学Ⅰ 生物化学Ⅱ 食品機能化学 | 2 2 2 | 6単位 |
| | 微生物学 食品製造学 | 微生物学 食品製造科学 | 2 2 | |
| | 公衆衛生学 | 公衆衛生学 食品衛生学 | 2 2 | 4単位 |
| | | 農薬化学 植物生理学 植物栄養学 畜産物利用学 生命化学実験Ⅰ 生命化学実験Ⅱ | 2 2 2 2 4 4 | 16単位 |
| E 群 その他の関連科目 | | 資格取得に必要な単位数 | | 40単位 |

A群からD群までの科目を各群1科目以上、計22単位以上修得し、E群科目を含めて総計40単位以上修得すること